

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月30日

海田町長 竹野内啓佑

海田町規則第16号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与の支給に関する規則（昭和36年海田町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第11項第1号中「100分の124以上100分の315以下」を「100分の126.5以上100分の322.5以下」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「100分の115以上100分の126.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第14項第1号中「100分の51.5」を「100分の54」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第19条第11項第1号中「100分の126.5以上100分の322.5以下」を「100分の125.25以上100分の318.75以下」に改め、同項第2号中「100分の115以上100分の126.5未満」を「100分の113.75以上100分の125.25未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第14項第1号中「100分の54」を「100分の52.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則第2項第3号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和7年12月期の勤勉手当に係る成績率の決定から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。